非薬剤師における調剤補助業務の

実施に関わる手順書

幸生堂薬局

はじめに

平成31年4月2日に厚生労働省医薬・生活衛生局総務課より、「かかりつけ薬剤師の本質的業務と機能強化のための調査研究」において、「機械の使用や薬剤師の指示により調剤業務を他の従業者に行わせること。」についての検討が行われた。その結果、薬剤師が調剤に最終的な責任を有することを前提として、薬剤師以外の者に調剤業務を実施させることができるという判断がなされた。

　今回初めて非薬剤師における調剤業務の実施について、法的根拠が明確にされたことで、幸生堂薬局においても今まで薬剤師だけが行っていた調剤業務の一部を、事務員が代わりに行うことを進めることなった。

調剤業務のあり方について

1. 薬剤師以外の者が実施可能な業務の条件

・当該薬剤師の目が現実に届く場所で実施されること。

・薬剤師の薬学的知見も踏まえ、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影

響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがない

こと

・当該業務を行う者が、判断を加える余地に乏しい機械的な作業であること

上記の場合調剤した薬剤の最終的な確認は、当該薬剤師が自ら行う必要があ

ること。

1. 上記１に該当する具体的内容

・調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、当該薬剤師の目が届く場所で薬剤師以外の者が行う処方箋に記載された医薬品（PTP シート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品）の必要量を取り揃える行為、及び当該薬剤師以外の者が薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量の確認行為。

・納品された医薬品を調剤室内の棚に納める行為。

・調剤済みの薬剤を患者のお薬カレンダーや院内の配薬カート等へ入れる行為、電子画像を用いてお薬カレンダーを確認する行為。

・薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく、卸売販売業者等から取り寄せた場合等に、先に服薬指導等を薬剤師が行った上で、患者の居宅等に調剤した薬剤を郵送等する行為。

1. 上記１に該当しない具体的内容

・軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為。

1. 上記１，２，３を踏まえて具体的な手順

・処方箋を確認しながら五十音順の配置となっているので、字面（じづら･･･字から受ける印象のこと）に留意する。名称の似ているものは、注意して薬剤の必要量を取りそろえる

* 納品された医薬品の規格単位の確認を確認し、棚の薬品の名前、規格単位を合わせて確認し、棚、又は引き出しに収める。その際使用期限の確認、汚破損、開封・未開封の確認、冷所保存品かを確認し、疑わしい場合や不良品であることが発覚した場合は、速やかに薬剤師に報告を行う。
* 在宅患者へのお薬カレンダー等、院内の配薬カート等に入れるにあたって患者名と用法（朝食後、昼食後、夕食後、寝る前）の印字通りの決まった場所に入れていく。
* 調剤において在庫が無く不足した医薬品を郵送又は配達する場合は、薬剤師が服薬指導を行ったことを確認してから適切な緩衝材などを使い医薬品が問題なく届くように配慮して配達、郵送を行う。

1. 体制の整備、研修の実施

・保健衛生上支障を生ずるおそれのないよう、組織内統制を確保し法令遵守体制を整備する観点から、当該業務を実施する薬剤師以外の者に対する薬事衛生上必要な研修を行い、その他の必要な措置を講じる。